官庁報告

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人米村俊郎は願により公証人を免ぜられた。

野下智之は公証人に任命され、東京法務局所属公証人米村俊郎の後任を命ぜられた。（以上十二月十六日）（法務省）

産　　業

日本産業規格

令和８年２月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年２月25日

国土交通大臣　金子　恭之

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

鉄道信号保安部品―振動試験方法　　E3014

鉄道信号用リレーの色別及び種標通則　　E3031

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び内閣府沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労　　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第１号

北海道地方交通審議会から北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060―0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

令和８年２月25日

北海道運輸局長　井上　健二

北海道地方交通審議会の意見（要旨）

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「267,950円」を「278,800円」に、ただし書の職員「251,500円」を「262,350円」に、部員「209,400円」を「220,250円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,200円」を「211,050円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「263,800円」を「272,300円」に、部員「202,950円」を「211,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「216,500円」を「226,500円」に改正することが適当である。

東北運輸局最低賃金公示第１号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

令和８年２月25日

東北運輸局長　吉田　昭二

東北地方交通審議会の意見（要旨）

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「268,650円」を「278,750円」に、ただし書の課程修了後の勤務時間が一定の期間に満たない職員「252,200円」を「262,300円」に、部員「209,550円」を「219,650円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,400円」を「210,500円」に改正することが適当である。

２．東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,300円」を「272,100円」に、部員「201,400円」を「209,900円」に改正することが適当である。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「219,700円」を「229,500円」に改正することが適当である。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「218,200円」を「227,700円」に改正することが適当である。